

阿賀野市告示第50号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道路線を別紙のとおり変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

阿賀野市長 加藤博幸